

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一八年五月一九日法律第三九号)

一、提案理由(平成一八年四月五日・衆議院経済産業委員会)

二階国務大臣 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、昨年十二月、マレーシアとの間の貿易、投資等の一層の拡大を目指して、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に署名しました。この協定の確実な実施を確保するとともに、現在、締結に向けた取り組みを推進しているタイ、フィリピン等との間の経済連携協定に円滑に対応していくため、メキシコ合衆国との間の協定のみを対象とした現在の法律を改正して一般法化するとともに、原産地証明書の発給等を適正かつ確実に行うための追加的な措置を講ずる必要があります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、題名を経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に改めるとともに、定義等について所要の改正を加え、今後、国会承認を経た経済連携協定について、順次、政令により追加できるようにします。

第二に、物品の生産者が、原産地証明書の発給申請者の求めに応じ、経済産業大臣または指定発給機関に対して直接に当該物品が原産品であることを明らかにする資料を提出する手続を整備します。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一八年四月二五日)

石田祝稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定を初めとする経済連携協定の適確な実施を確保し、円滑に対応していくため、メキシコ合衆国との間の協定のみを対象とした現行の法律を一般法化するとともに、証明資料を生産者が直接、指定発給機関に提出できる仕組みを新たに設ける等の所要の措置を講じるものであります。

本委員会においては、去る四月五日二階経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十一日質疑を行い、質疑終局後、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一八年五月一二日）

加納時男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本・マレーシア経済連携協定を始めとする経済連携協定の適確な実施を図るため、相手国に輸出される物品が特惠関税の適用を受ける際に必要となる特定原産地証明書の発給手続等を一般法化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、日韓EPA交渉が遅延している理由、特定原産地証明書発給機関への新規参入の必要性、統一的なFTA・EPA推進体制確立の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。